

(仮称)十日町市児童センター管理運営業務委託
プロポーザル実施要領

1 目的

十日町市では、平成27年に策定された十日町市子ども・子育て支援事業計画で、中核として位置づけられている「(仮称)十日町市児童センター」の建設を進めており、平成31年秋までにオープンを予定しています。

この施設は複数の大型遊具を設置した遊戯室や軽いスポーツを楽しめるミニ体育館を備え、乳幼児から高校生までの幅広い子どもたちが冬でも雨の日でも思い切り遊べる施設です。

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを設置目的とする児童センターの運営に関し、知識と経験、そして熱意ある優秀な事業者を選定することを目的としてプロポーザルを実施します。

2 概要

- (1) 委託業務名 (仮称) 十日町市児童センター管理運営業務
- (2) 所在地 十日町市学校町1丁目808番地6
- (3) 施設規模 敷地面積4,777㎡、述べ床面積1,519㎡、
- (4) 構造 鉄骨造り一部2階建て
- (5) 施設内容 遊戯室(379㎡)、屋内運動場(353㎡)、交流サロン(58㎡)、会議室(33㎡)、ミーティング室(17㎡)、施設駐車台数(58台)
- (6) 委託期間 平成31年8月1日から平成32年3月31日まで
- (7) 契約額の上限 6,888,000円(消費税及び地方消費税含む)

3 スケジュール

- 平成31年4月23日(火) 公募開始
平成31年4月26日(金) 説明会
平成31年5月7日(火) 質疑受付締め切り
平成31年5月9日(木) 質疑に対する回答予定
平成31年5月20日(月) 企画提案書等の提出締め切り
平成31年5月22日(水) 審査委員会
平成31年5月24日(金) 選定結果通知

4 応募資格

応募資格を有する者は次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 法人その他の団体であり、市内に本社、本店等主たる事務所を有する者
- (2) 児童福祉施設または公共施設の運営経験を有する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 当市の指名停止及び指名除外等の措置を受けていない者

5 受託候補者の選定

(1) 選定方法

本業務の受託候補者を選定するため審査委員会において、評価基準に基づき提出書類の内容を審査し、当該業務に最も適した者を選定する。

審査委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査委員会

審査委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 副市長 村山 潤

子育て教育部長兼市民福祉部部長(子育て担当) 樋口 幸宏

市民福祉部子育て支援課長 斉木 和幸

総務部財政課長 金澤 克夫

児童センター長 大島 満

市民福祉部子育て支援課長補佐 根津 昭

(3) 選定結果通知

審査結果については、すべての提案者に審査後、速やかに書面にて通知する。

6 説明会等の開催

当プロポーザルの説明会を次の日程で実施する。プロポーザル参加希望者は必ず出席すること。

日時：平成31年4月26日(金) 10:00～

場所：十日町市役所車庫棟大会議室

7 参加申請書等の提出

(1) 提出種類

①プロポーザル参加申請書(様式1)

②団体概要・業務実績(様式2)

③企画提案書(様式3)

④業務委託見積書(各事業者の様式によるが、積算内訳を添付すること。)

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出先

〒948-8501

十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所市民福祉部子育て支援課子育て支援係

(4) 提出期限

平成31年5月20日(月) 午後5時 (必着)

8 その他、留意事項

- (1) 提出書類等の作成及び提出に係る費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合には提出された提出書類等を無効とする。
- (3) 決定した事業者の提案書の著作権は、本市に無償・無条件で帰属するものとする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された書類等は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。

9 問い合わせ先

十日町市役所市民福祉部子育て支援課子育て支援係

電話：025-757-3719

FAX：025-752-4635

e-mail：t-kosodate@city.tokamachi.lg.jp

10 添付資料

(仮称) 十日町市児童センター管理運営業務委託仕様書 (説明会当日配付)

平成により表記された期日等について、改元後は新元号の応当日に読み替えてくださるようお願いいたします。